

第1節 警戒期の情報伝達

方針

町及び泉州南消防組合は、大阪管区气象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び各部班に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

計画

第1 気象予警報等

1. 大阪管区气象台の発表する予警報等

大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

なお、大阪管区气象台から一般及び水防活動用に供するため府域（北大阪・東部大阪・大阪市・南河内・泉州）に発表される気象予警報等のうち、町に関連のある気象予警報等の種類及びその基準は次のとおりである。

（1）注意報

気象現象等により府域（全域・泉州）に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種	類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報 (浸水害)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が30mm以上になると予想される場合。 ただし、関西国際空港内においては1時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が60mm以上になると予想される場合。 ただし、関西国際空港内においては3時間雨量が70mm以上になると予想される場合。

種	類	発 表 基 準
気象注意報	大雨注意報 (土砂災害)	大雨によって土砂災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①土壌雨量指数が91～113以上になると予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報 注6	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実行湿度60%以下、最少湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こる恐れがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上またはかなりの降雨が予想される場合。
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が+2℃～-2℃になると予想される場合。
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。
地面現象注意報 ☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（T. P）上1.5m以上になると予想される場合。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が30mm以上になると予想される場合。 ただし、関西国際空港内においては1時間雨量が40mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が60mm以上になると予想される場合。 ただし、関西国際空港内においては3時間雨量が70mm以上になると予想される場合。

(2) 警報

気象現象等により府域（全域・泉州）に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	暴 風 雪 警 報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	大 雨 警 報 (浸水害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ① 1時間雨量が50mm以上になると予想される場合。 ただし、関西国際空港内においては1時間雨量が60mm以上になると予想される場合。 ② 3時間雨量が100mm以上になると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	大 雨 警 報 (土砂災害)	大雨によって土砂災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①土壌雨量指数が120～149以上になると予想される場合。
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm 以上になると予想される場合。
地 面 現 象 警 報 ☆	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（T. P）上2.2m以上になると予想される場合。
波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合。
浸 水 警 報 ☆	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪 水 警 報	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①1時間雨量が50mm以上になると予想される場合。 ただし、関西国際空港内においては1時間雨量が60mm以上になると予想される場合。 ②3時間雨量が100mm以上になると予想される場合。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、または解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 ☆印は、気象注意報、警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）として特に警戒すべき事項を明記する。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」（田尻町：泉州）や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。

現象の種類	発表基準
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3.0mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

2. 気象予警報等にかかる細分区域及び市町村名

予報区名 (担当官署名)	二次細分区域名	市町村名
大阪府 (大阪管区气象台)	北大阪	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、島本町、茨木市、高槻市、豊中市、吹田市、摂津市
	東部大阪	枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市、四条畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市
	大阪市	大阪市

予報区名 (担当官署名)	二次細分区域名	市町村名
大阪府 (大阪管区气象台)	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、太子町、河南町、大阪狭山市、富田林市、千早赤阪村、河内長野市
	泉州	堺市、泉大津市、高石市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

3. 気象予警報等・特別警報の伝達

[気象予警報・特別警報に係る伝達経路図：資料編「資料5-1」]

第2 土砂災害警戒情報

1. 大阪管区气象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区气象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び气象台の土壤雨量指数*が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。町は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。

(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

※土壤雨量指数：土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。

2. 伝達体制

[土砂災害警戒情報に係る伝達経路図：資料編「資料5-2」]

3. 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

第3 津波警報・注意報等

1. 気象庁の発表する津波警報・注意報等

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の 場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注1 田尻町の津波予報区名は「大阪府」である。

注2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。

注3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

注4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。

注5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。

注6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

注7 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

注8 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

(2) 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(3) 津波情報

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報 (注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

注1 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。
〔沿岸における最大波の観測値の発表内容〕

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値
	1 m以下	「観測中」
津波警報	0.2m以上	数値
	0.2m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値 (津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現)

注2 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

iv) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 地震情報

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

(5) 緊急地震速報

ア 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

イ 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、町等の関

係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

2. 津波警報・注意報等の伝達

〔津波警報・注意報等に係る伝達経路図：資料編「資料5-3」〕

第4 住民への周知

防災行政無線、広報車などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第2節 警戒活動

方針

町、泉州南消防組合及び関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

計画

第1 気象観測情報の収集伝達

町及び関係機関は、府等と連携して、迅速かつ的確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1. 町

大阪府防災情報システム等により気象予警報、台風情報などの情報収集に努め、水防及びため池担当班等に伝達するものとする。

また、河川・ため池水位、潮位、津波高の状況及び異常現象発見の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡し、必要な応急対策を実施する。

2. ため池管理者

管理するため池の水位が上昇し、または降雨、地震により溢水のおそれがあると認めるときは、直ちに町長に通報しなければならない。

また、町長は、通報を受けたときは、直ちに泉州南消防組合、泉州農と緑の総合事務所に通報するとともに、必要に応じて岸和田土木事務所、泉佐野警察署にも通報する。

3. 情報交換の徹底

町、府、泉州南消防組合、泉佐野警察署、第五管区海上本本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び水防関係団体等は、気象観測情報等の交換など、相互連絡に努めるものとする。

第2 警戒活動

町及び関係機関は、町域において、洪水、高潮または津波等による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1. 洪水・高潮警戒活動

(1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防活動を開始するとともに水防関係団体等に報告する。

ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

イ 堤防からの溢水状況

- ウ 樋門の水漏れ
- エ 橋梁等構造物の異常
- オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ など

- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。

2. 津波警戒活動

- (1) 次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な避難の勧告・指示を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。
 - ア 大津波警報や津波警報を覚知したとき
 - イ 町域（近隣市町を含む）において強い地震（震度4程度以上）もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。町及び関係機関は、避難の勧告・指示及び避難誘導を行う場合は、町防災行政無線（同報系）や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。なお、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
- (2) 町及び関係機関は、津波からの円滑な避難の確保等のため、津波情報等の収集・把握に努めながら、避難指示・避難誘導等及び救助等の必要な措置を講じる。
- (3) 工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。
- (4) 必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努め、異常を発見したときは直ちに、水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長に報告する。
- (5) 招集体制を確立する。
- (6) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (7) 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- (8) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (9) 上記事項は、あくまでも自身の避難時間を確保したうえで行う。

3. 土砂災害警戒活動

- (1) 第1次警戒体制
予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

【警戒活動】

- ・各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- ・地元自主防災組織等の活動を要請する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ・住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

- (2) 第2次警戒体制
土砂災害警戒情報を発表時

【警戒活動】

- ・町は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。

(3) 斜面判定制度の活用

町は、府等と連携し、必要に応じて大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

第3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、町長、警察官、海上保安官等に通報するものとする。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また、町長は必要に応じ、大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1. 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

2. 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

3. 土砂災害

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 など

第4 ライフライン・放送・交通事業者等の警戒活動

ライフライン、放送、交通等に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、工業用水道、下水道（町、府、大阪広域水道企業団）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ 主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I株式会社（関西総支社））

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の措置

- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2. 放送事業者（日本放送協会、民間放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の天譴
- (4) 緊急放送の準備

3. その他施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 道路施設（町、府、近畿地方整備局）
 - ア 定められた基準により、通行の禁止、制限を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (2) 鉄道施設（南海電気鉄道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (3) 漁港施設（府）
 - ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
 - イ 必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (4) 空港施設（新関西国際空港株式会社）
 - ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。
 - イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第3節 発災直後の情報収集伝達

方針

町、府及び関係機関は、相互に連携し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

計画

第1 情報収集伝達経路

町は、発災後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行い、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

〔情報収集伝達経路：資料編「資料5-4」〕

第2 情報収集伝達

1. 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報（通報状況等）
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

2. 町から府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき、原則として府防災情報システムを活用し、府に対して行う。（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）但し、地震が発生し、町内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

報告の方法は、原則として大阪府防災情報システムに入力するが、故障等の原因により使用ができなくなった場合は、大阪府防災無線や電話・ファクシミリ等によって報告する。また、必要に依

じて大阪府職員（緊急防災推進員）との連携を図る。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載シフアクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

第3 防災関係機関の情報収集

町は、発災後、直ちに次の施設等の状況を把握するため、所管する防災関係機関より被害情報等の収集活動を実施する。

1. 河川
2. ため池
3. 海岸・漁港施設
4. 道路・交通施設
5. 上水道・工業用水道
6. 下水道
7. 電力
8. ガス
9. 電気通信
10. 鉄道
11. 空港
12. 船舶
13. 医療機関
14. その他

第4 通信手段の確保

1. 町、府及び関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。
2. 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第4節 災害広報

方針

町、府及び関係機関は、相互に協議を調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

計画

第1 災害広報

町及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

(1) 発災直後の広報

- ア 地震の規模・津波情報（津波の規模、到達予想時刻等）・余震・気象等の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援の呼びかけ
- エ 土砂災害（二次的災害）の危険性 など

(2) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取扱い など

2. 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 携帯メールや緊急速報メール
- (7) インターネットやSNSの活用
- (8) ケーブルテレビ等への情報提供
- (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したき

め細かな広報

3. 災害時の広報体制

あらかじめ選定した災害広報責任者において、情報の一元化を図るとともに、広報資料の作成や防災関係機関との連絡調整を行う。

第2 報道機関との連携

1. 災害放送の要請

町長は、災害に関する予警報の通知を受けたとき、または、自ら災害に関する警報を行い緊急放送が必要であると認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき、府を通じて報道機関に対して放送を要請する。

- (1) 日本放送協会（大阪放送局）
- (2) 民間放送事業者
 - ア 朝日放送株式会社
 - イ 株式会社毎日放送
 - ウ 読売テレビ放送株式会社
 - エ 関西テレビ放送株式会社
 - オ テレビ大阪株式会社
 - カ 大阪放送株式会社
 - キ 株式会社エフエム大阪
 - ク 株式会社FM802

2. 報道機関への情報提供

町長は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3. 要配慮者に配慮した広報

(1) 障害者等への情報提供

在宅及び避難所の障害者等への情報伝達を行うため、次の手段で広報を行う。

- ア 視覚障害者への的確な情報提供を行うため、広報紙、テレビ等に情報提供する際にはあわせてラジオ、広報車等の媒体を利用するよう徹底する。
- イ 聴覚障害者への的確な情報提供を行うため、テレビ、掲示板等の多様な媒体を活用するよう徹底する。また、手話通訳者等のボランティアを募集し、福祉避難所等に派遣する。

(2) 外国人への情報提供

被災外国人への情報伝達を行うため、通訳ボランティア、外国人団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を翻訳するとともに、主要な外国語による広報を行う。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

第3 広聴活動の実施

町は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ等を備えた窓口を開設するなど、積極的な広聴活動に努める。